



JIPDECセミナー

「企業におけるカメラ画像利活用の際の実務ポイント」講演資料

■ 講演資料02_「カメラ画像利活用ガイドブックver3.0のご紹介」

本資料は、2023年5月26日（金）開催、JIPDECセミナーで配布した資料です。セミナーお申込み者様限定での配布となりますので、WEB、SNS等への掲載、転載はご遠慮ください。

また、本セミナー（資料）は、プライバシーマークの構築運用指針を解説するものではありません。

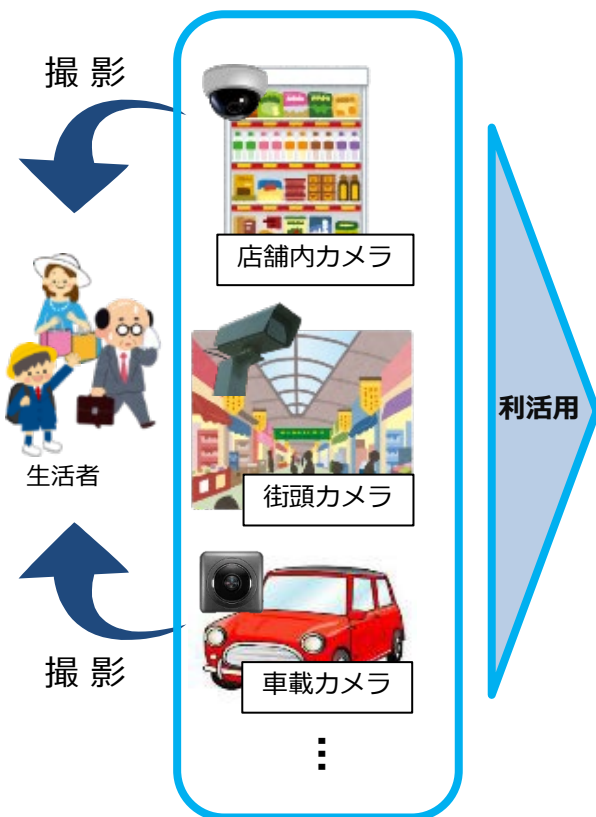
2023.05.26

カメラ画像利活用ガイドブックver3.0のご紹介

一般財団法人日本情報経済社会推進協会
電子情報利活用研究部 恩田さくら

ガイドブックの背景

カメラ画像の利活用で実現できること



➤店舗でのマーケティング利用

- ・店舗の来店者の人数カウント
- ・店舗の来店者の性別・年代等の属性分析
- ・店内の来店客の回遊状況分析 等



➤スマートな街づくりへの活用

- ・混雑度の把握
- ・道路周辺の構造物の変化の把握 等



カメラ画像利活用ガイドブック策定の背景

- 事業者からは、店舗や街中に設置されたカメラ画像の利活用ニーズは高いが、生活者とのコミュニケーションに課題があることでカメラ画像の利活用を躊躇。
- カメラ画像をいつどこで撮影されているかわからない、取得主体がわからない、利用目的がわからない等の生活者の不安を払拭することが必要。



**2017年に、経済産業省、総務省、IoT推進コンソーシアムが、
「カメラ画像利活用ガイドブックver1.0」として取りまとめ**

- 商用目的でカメラ画像を利用する事業者のユースケースを基に、利活用にあたり生活者のプライバシーを保護し、適切なコミュニケーションをとるにあたっての配慮事項を整理。
- 本ガイドブックは、法令遵守を前提としつつ、事業者の自主的な取組を促すための参考とするもの。
- これらを元に、事業者の業界・業態に応じた利活用ルールを設定を期待するもの。

カメラ画像利活用ガイドブックを巡るこれまでの流れ

2016年

- ・ 2016年7月～10月 2016年度カメラ画像利活用SWG開催

2017年

- ・ **2017年1月「カメラ画像利活用ガイドブックver.1.0」公表**
- ・ 2017年3月「カメラ画像利活用ガイドブックver.1.0 報告会」開催
- ・ 2017年10月～12月 2017年度カメラ画像利活用SWG開催

2018年

- ・ **2018年3月「カメラ画像利活用ガイドブックver.2.0」公表**
<https://www.meti.go.jp/press/2017/03/20180330005/20180330005.html>
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000040.html
- ・ 2018年6月～2019年2月 カメラ画像利活用事業者フォローアップ

リピー
ト
分析追加

2019年

- ・ **2019年5月「カメラ画像利活用ガイドブック 事前告知・通知に関する参考事例集」公表**
<https://www.meti.go.jp/press/2019/05/20190517001/20190517001.html>
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000066.html
- ・ 2019年9月 カメラ画像利活用セミナー開催

実事例
紹介

2020年

2021年

- ・ 2021年1月～ 2020年度カメラ画像利活用SWG開催
- ・ **2021年3月「民間事業者によるカメラ画像を利活用した公共目的の取組における配慮事項～感染症対策のユースケースの検討について～」公表**
<https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210319007/20210319007.html>
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000113.html

2022年

- ・ **2022年3月「カメラ画像利活用ガイドブックver.3.0」公表**

カメラ画像利活用ガイドブックver3.0について

国内外の動向を踏まえ、改正個人情報保護法との関係から対応すべき点や、プライバシー保護について注意喚起すべき点などを追加検討し、ver3.0として2022年3月に公表した。

1.令和2年・令和3年改正個人情報保護法への対応を検討

- 改正の観点から、ガイドブック全体の記載を見直し。

2.プライバシー保護の観点からの追加検討を実施

- カメラ画像を利活用したビジネス創出が比較的容易になったことも踏まえ、事業者が自らリスクを理解し、リスクベースでの判断が可能となるよう、ガイドブックへ追記すべき内容について検討。

3.プライバシーガバナンスやアジャイルガバナンス等の考え方を踏まえ、配慮事項の全体構成や、基本原則を再整理

- カメラの利活用により生成されるデータの取扱いに加えて、利活用以前の検討段階や、継続利用時において求められる事項について再整理。

4.その他技術進展等に応じた検討を実施

- エッジ側で画像が処理されるケースや、クラウドサービスを利用するケースも増えてきたことから注意喚起すべき内容を追加検討。

委員構成（ガイドブックver3.0検討時）

区分	氏名 (順不同、敬称略)	所属
座長	菊池 浩明	明治大学
委員	板倉 陽一郎	ひかり総合法律事務所
	上田 淳	一般社団法人電子情報技術産業協会
	岡田 陽介	株式会社ABEJA
	小林 正啓	花水木法律事務所
	佐久間 淳	筑波大学
	谷口 辰成	株式会社セキュア
	長澤 拓弥	株式会社ローソン
	西川 晋二	株式会社トライアルホールディングス
	平岩 久人	PwCあらた有限責任監査法人
	平林 司光	セコム株式会社
	古谷 由紀子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	美馬 正司	株式会社日立コンサルティング 慶應義塾大学
	森 亮二	英知法律事務所
	若目田 光生	株式会社日本総合研究所
オブザーバー	個人情報保護委員会事務局	
	デジタル庁	
	経済産業省 商務情報政策局 情報産業課	
	経済産業省 商務・サービスグループ 消費・流通政策課	
事務局	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第二課	
	経済産業省 商務情報政策局 情報経済課	

「カメラ画像利活用ガイドブックver.3.0」 について

ガイドブックの位置づけと検討対象

「カメラ画像」を取扱う際に留意すべき特徴

- 被写体本人が、**個人情報の取得への暗黙の同意**を行っているとは限らない状況で、**個人情報の取得が行われる**。
- 被写体本人にとっては、カメラで**取得された情報がどの範囲で利用されるのか、カメラ本体を目視しただけでは想像・把握できない**。
- 被写体本人にとっての**意図的な行動だけでなく、無意識の行動等も含む膨大な情報が取得される**。



「カメラ画像」を取扱う際に留意すべき特徴

- 取得時点では撮影側すら予想しなかった情報が、解析・プロファイリング技術の進歩により後日明らかになる可能性がある。
- 顔や容貌は容易に変更できず、また、外部から容易に観察可能であるために、被写体本人の写り込むカメラ画像や、そこから抽出される特徴量データ※（個人識別符号）をIDとして、長期にわたって特定の個人が追跡されたり、様々な場面の情報が紐づけられる可能性がある。



※取得した画像から骨格、輪郭、人物の目、鼻、口の位置関係等の特徴を抽出し、数値化したデータ。

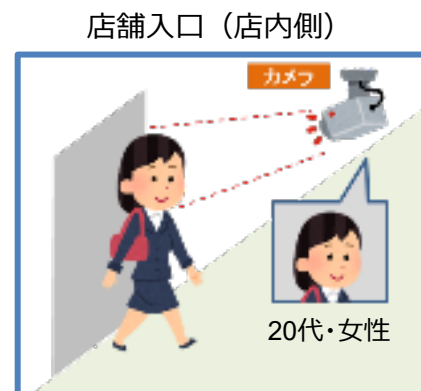
ガイドブックで検討対象とした具体的ケース

カメラ画像の利活用する6つのユースケースを基に、配慮すべき事項を整理。

■ 店舗内などの特定空間に設置されたカメラ

ケース（１）属性推定

○特徴量データ（個人識別符号）を抽出し**人物属性を推定した**後、速やかに撮影画像と特徴量データ（個人識別符号）を破棄



ケース（２）動線分析

○特徴量データ（個人識別符号）を抽出しこれに基づき座標値を取得し、**動線データを生成した**後、速やかに撮影画像と特徴量データ（個人識別符号）を破棄

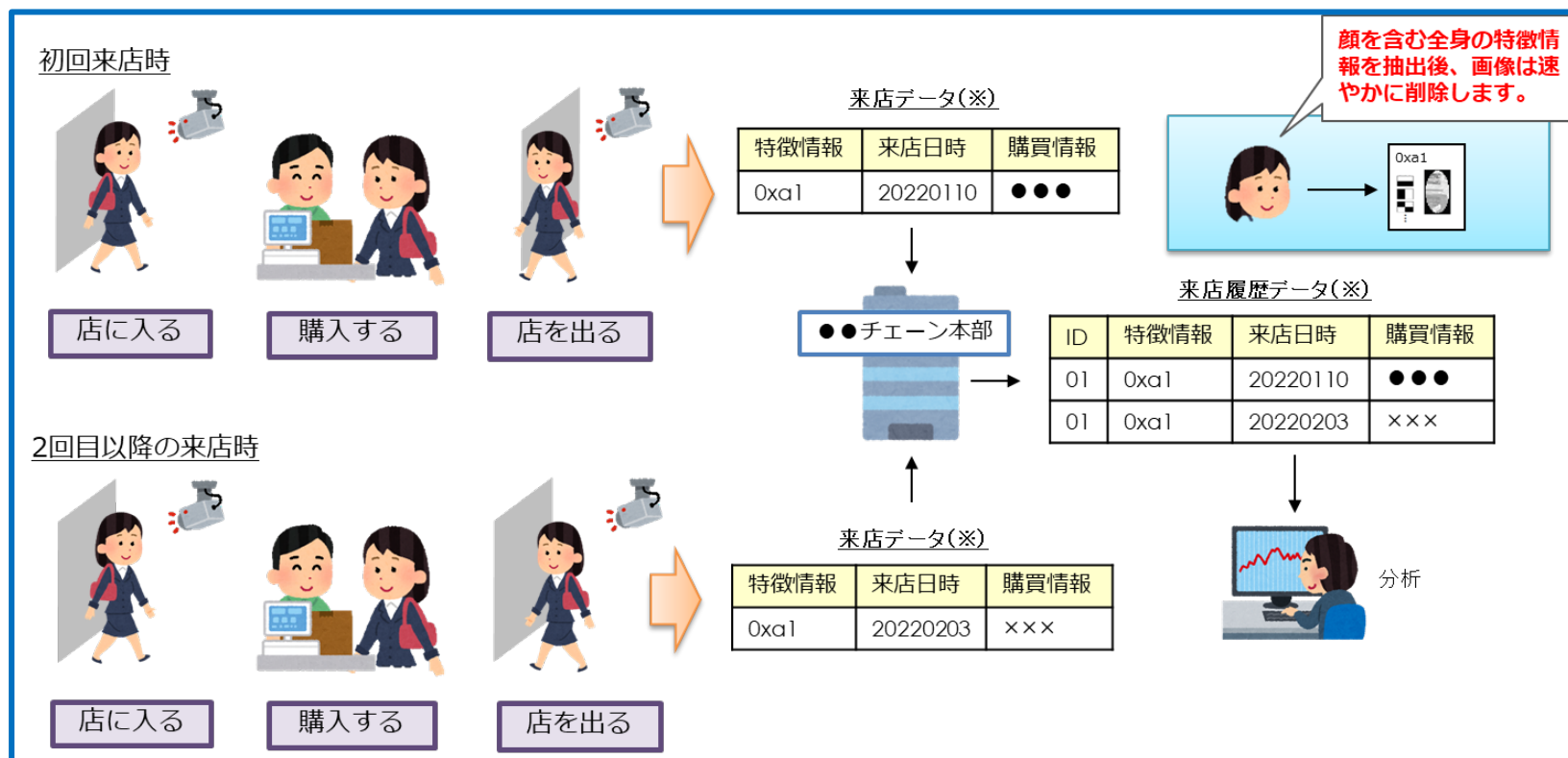


ガイドブックで検討対象とした具体的ケース

■ 店舗内などの特定空間に設置されたカメラ

ケース（3）リピート分析

- 特徴量データ（個人識別符号）のみ一定期間保持し、同一人物の2回目以降の入店の判定キーとする。



- 一定期間中、特徴量データ（個人識別符号）をキーにして、来店履歴、店舗内動線等を紐づけて保存する。一定期間経過後、速やかに特徴量データ（個人識別符号）を破棄。

ガイドブックで検討対象とした具体的ケース

■ 道路などの公共空間に向けたカメラ

ケース（４）人・車等の数のカウント

- 公共空間に向けたカメラで、（特定の個人・車等を識別せずに）**通行する人・車等の数を計測**。
- 計測後速やかに撮影画像を破棄。

ケース（５）風景情報の利用

- 公共空間に向けたカメラで、（特定の個人を識別せずに）**街中の看板・交通標識、及び道路の混み具合の情報を抽出**。
- 抽出後、速やかに撮影画像を破棄。



■ 駅などの準公共空間に向けたカメラ

ケース（６）人物の滞留状況把握

- 準公共空間（駅改札等）に設置されたカメラで、**その空間を通行する人物を撮影**。
- アイコン化処理**の後、速やかに撮影画像を破棄。



ガイドブックの検討のスコープと具体的ケース

事業者により撮影された カメラ画像		特定の個人の識別につながる可能性のある情報を取得し、利活用する				
	風景のみを利活用	人数のみをカウントし統計情報として利活用	一人ひとりの人物属性を推定し、統計情報として利活用	一人ひとりの座標値を取得し、動線情報として利活用	一人ひとりの人物属性推定、動線データを、リピート判定し一定期間取得し、統計情報として利用	別途保有する会員情報等と紐づけ、マーケティング情報として利活用
公共空間	ドライブレコーダー 適用ケース(5)	街頭設置カメラ 適用ケース(4)				特定リスト等との照合
準公共空間		駅構内カメラ 適用ケース(6)				
特定空間		店舗内設置カメラ 適用ケース(1)、(2)			店舗内設置カメラ 適用ケース(3)	

今回のガイドブックで定めるスコープ
(事前に明確な同意を取得できないが、事業者からのニーズが大きい部分)

ガイドブックの検討対象外

- 防犯目的や公共目的で取得されるカメラ画像の取扱いについては取り上げていない。
- 以下は、ガイドブックでは検討対象に含んでいない。
 - ✓ カメラ画像から抽出した情報にIDを付与し、事業者が別途保有する**会員情報等と紐付けることによって特定の個人を識別したサービス**に活用するケース
 - ✓ **特定の個人を識別して個人向けに何らかの具体的なサービスを返すことを目的とするケース**（VIP対応等）
- 撮影画像や特徴量データ（個人識別符号）、それに紐づく情報の、**第三者提供や共同利用は想定していない。**

プライバシー保護について

基本的な考え方

- プライバシー保護は、従来、私事の公開や私生活への侵入から保護される権利として主張されていたが、**情報化の進展に伴い、生活者の情報を取り扱うに当たり本人の合理的な期待が害されるような問題について、プライバシーに関わる問題として提起されることも多い。**
- **私法上、生活者のプライバシーや肖像権の侵害に対しては、損害賠償請求や、差止請求が認められている。**
- 一概に言うことはできないが、裁判においては、プライバシーや肖像権が法的保護の対象となるか（違法な侵害となるかどうか）は、取得・利用される情報の性質と、情報の取得・利用の目的、取得・利用の態様が適切か等を総合的に判断して、**生活者が社会生活を営む上で受忍限度の範囲内かどうか**により判断される。

基本的な考え方

カメラ画像や特徴量データ（個人識別符号）は、特定の本人を識別し得る情報であり、取得・利用される情報の性質としてはプライバシーや肖像権に対する影響が大きいことから、以下について適切に検討・確認することが重要。

✓ **カメラ画像を利用する目的が正当であり、撮影の必要性があること。**

（不適切な例：正当な理由なく差別的取扱いを行うために利用すること、何らかの事業の用に供するというような不明確な形でカメラ画像の取得や利用を行うこと等）

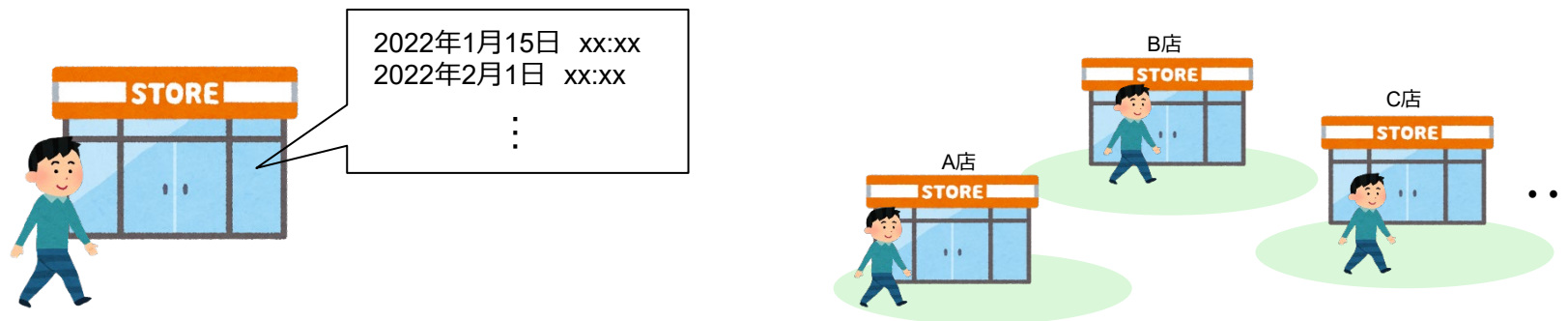
✓ **撮影方法・手段や利用の方法が相当であること。**

（不適切な例：プライバシーへの影響が過大であること（生活者の同意を得ずに、長期に広範囲にわたる追跡を行う等）、必要のない撮影範囲でのデータ取得、必要な期間外でのデータの保管、あえて生活者がカメラで撮影されていると認識できないような方法で撮影した場合（例えば、隠し撮り等）、生活者の情報を目的外に容易に利用できてしまう状態で保管する等）

カメラ画像を取得する範囲について注意すべき点

特定の個人のデータを取得する時間的範囲・空間的範囲が広がるほど、特定の個人の行動が詳細に把握可能になるため、プライバシーの観点から注意が必要。

- 例えば、カメラ画像や特徴量データ（個人識別符号）を即座に破棄するケースに比べ、特徴量データ（個人識別符号）をデータベース化して一定期間保有し、一定期間にわたり行動履歴や属性推定の結果を紐づけて取得し分析する場合等、**データを取得し続ける期間が長くなるほど、生活者の行動や属性を継続的に把握し得るため、プライバシーへの影響が高まることに注意が必要。**
- また、**そのような分析の対象となる空間の範囲を広げるほど**（例えば、1店舗内に限定せず、同一の事業者が運営する多数の店舗において行う等）、**特定の個人の行動を（空間的に）網羅的に把握し得るため、プライバシーへの影響が高まることに注意が必要。**



カメラ画像から検知や推定を行う際に注意すべき点

- カメラ画像から検知や推定を行う際には、精度などを評価し、適切に技術適用を行うことが求められる。
- カメラ画像から、**人種、信条、健康、内心など、生活者の最も私的な事項に係る情報を抽出して検知したり、推定を行ったりすることについては、プライバシーへの影響が高いため、慎重な配慮が求められる。**

撮影の対象となる場所の性質により注意すべき点

- 公共空間は、一般に生活者の誰もが利用できる空間であり、事業者が自らの目的に供する特定空間とは、性質が異なることに注意が必要。
- 準公共空間についても、公共空間における注意事項に準じて、十分な配慮をすることが望まれる。

公共空間	不特定多数の生活者が自由にアクセスでき、 通ることができる空間で、 事業者が管理権限を持たない空間 (例 道路、公園、公的施設等) 
準公共空間	事業者が管理権限を持つが、 不特定多数の生活者が自由にアクセスでき、 通ることができる空間 (例 駅、空港、複合施設内通路、公開空地等) (例 道路に面した店舗前の空間等) 
特定空間	事業者が管理権限を持つ空間で、 準公共空間以外の空間 (例 店舗内、施設内等) 

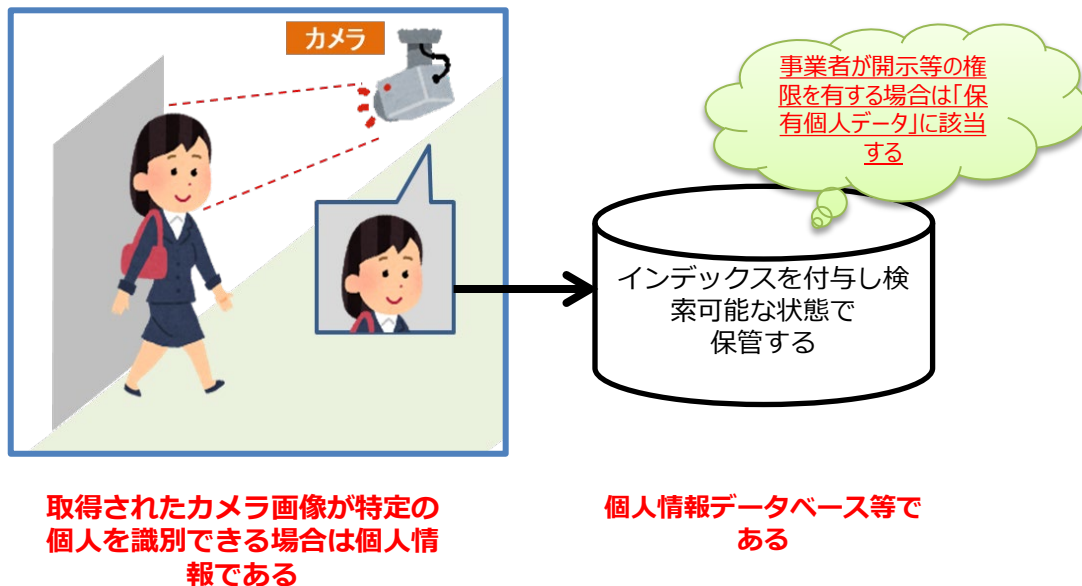
撮影の対象となる場所の性質により注意すべき点

- **公共空間は、社会生活上その空間の利用を避けることが困難である場合も想定される**ため、公共の用に供される空間であるとの性質を踏まえた上で、カメラ画像の取得・利用目的の正当性、撮影の必要性、撮影方法・手段の相当性等が**合理的に説明可能かどうかを、慎重に確認することが必要**。
- **公共空間においては、特定の個人を識別し得る特徴量データ（個人識別符号）をデータベース化して一定期間保有し、これと紐づけて行動履歴を取得するような、プライバシーリスクの相対的に高い利用（例えば、動線分析やリピート分析等）については、慎重に実施を検討すべき**。
- **公共性の高い目的や調査・研究のためなどで実施が許容される場合であっても、撮影期間や撮影エリアを必要な範囲に限定するなどの措置によりプライバシーリスクの低減に努めるとともに、配慮事項に沿った透明性の高い運用が望まれる**。

個人情報保護法の遵守を前提とした カメラ画像の取扱い方

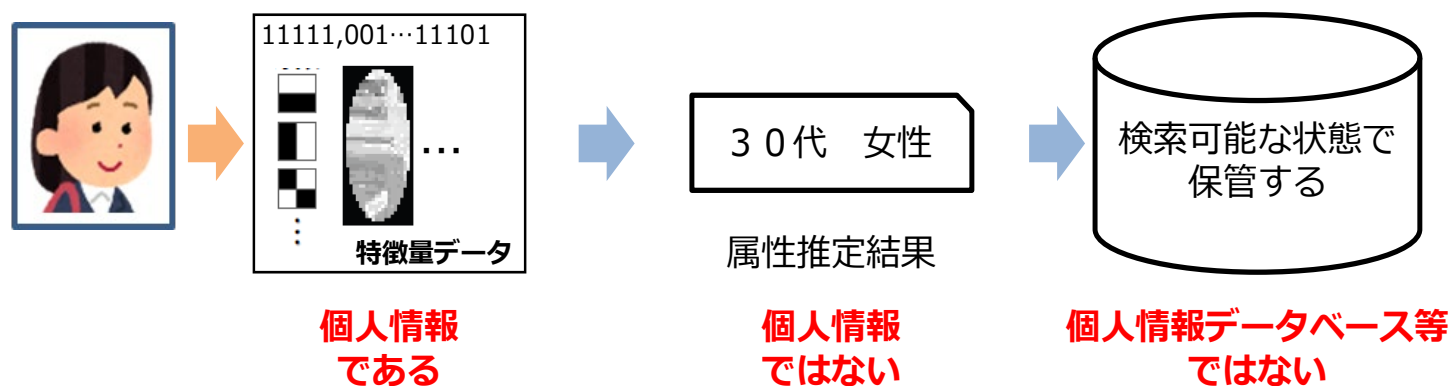
取得の過程

- カメラ画像が、そこに写る顔等により特定の個人を識別できるものであれば、当該カメラ画像の取得は「個人情報」の取得に該当する。
- 画像から特定の個人を識別するために、顔等の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号（**特徴量データ**）は、「**個人識別符号**」に該当し、「個人情報」に該当する。
- 特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む集合物は、「個人情報データベース等」に該当し、これに含まれる個人情報は「個人データ」に該当する。そのうち事業者が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止（以下、「開示等」という。）を行うことのできる権限を有する個人データは「**保有個人データ**」に該当する。



属性情報

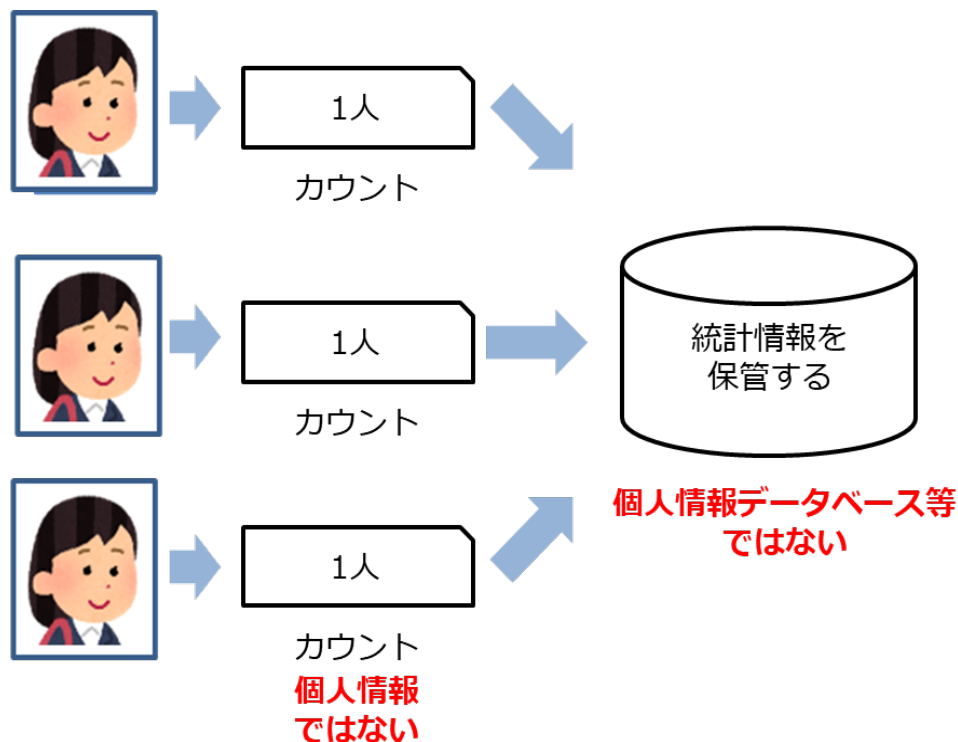
- 画像データから機械処理で推定した、性別・年代等の情報。**当該推定情報単体では特定の個人を識別できないため、個人情報ではない※。**



※ただし、ここでいう「属性情報」は、一般的には、（特定の個人には紐づかないものの）個人ごとに振られたID等に紐づけるなど、「個人に関する情報」として管理している情報を想定していることから、「個人関連情報」（生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの）に該当し得るため、留意が必要である。特定の個人関連情報を検索することができるように体系的に構成した個人関連情報を含む集合物は「個人関連情報データベース等」に該当するところ、これに含まれる個人関連情報を、個人データとして取得する（当該個人関連情報について特定の個人を識別する）ことが想定される第三者に提供する際には、あらかじめ、本人の同意が得られていることを確認しなければならない（個人情報保護法第31条）

カウントデータ

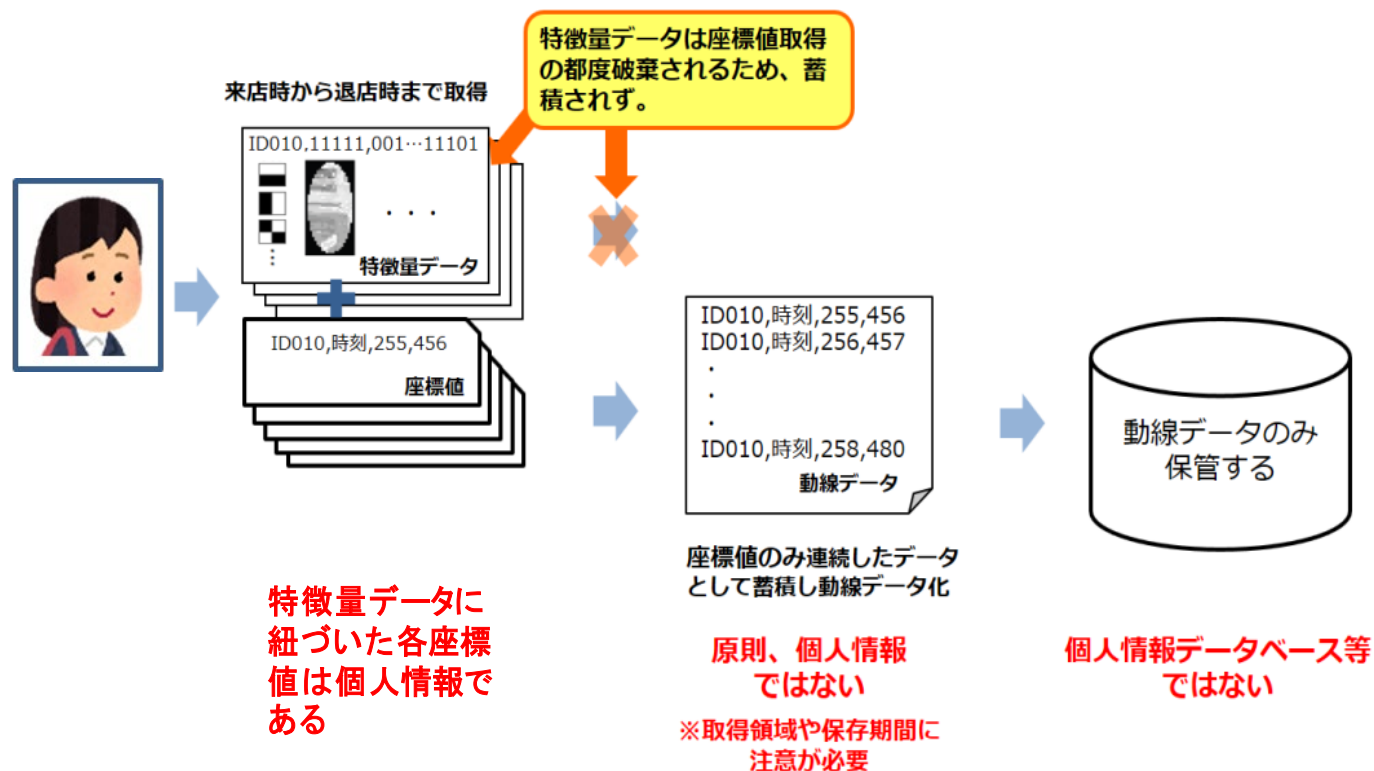
画像データから機械処理で推定した、性別・年代等の情報。**当該推定情報単体では特定の個人を識別できないため、個人情報ではない。**



処理・保存の過程

動線データ

- 個々の座標値を取得する都度、特徴量データを破棄し、生成される動線データと特徴量データを紐付けて管理しない場合、**当該動線データ単体では、原則として個人情報ではない※**。
- なお、座標値が緯度経度等の位置を特定できる情報と対応している場合には、位置情報となる。かかる位置情報を連続して蓄積等して、特定の個人を識別することが可能となる場合は、個人情報に該当することに注意が必要である。



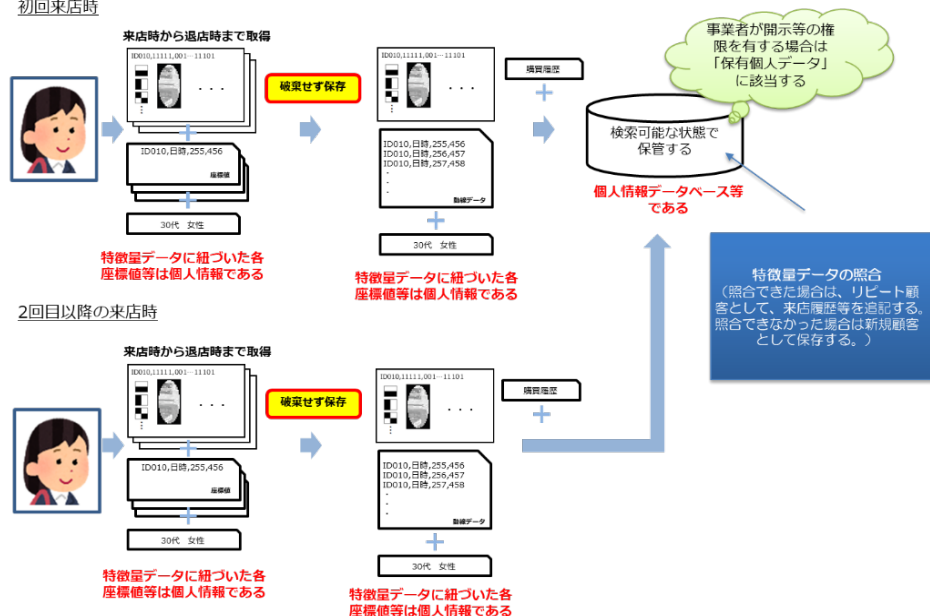
※ただし、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものは個人関連情報に該当することについて、スライド25参照。

処理・保存の過程

リピート分析で取扱う情報

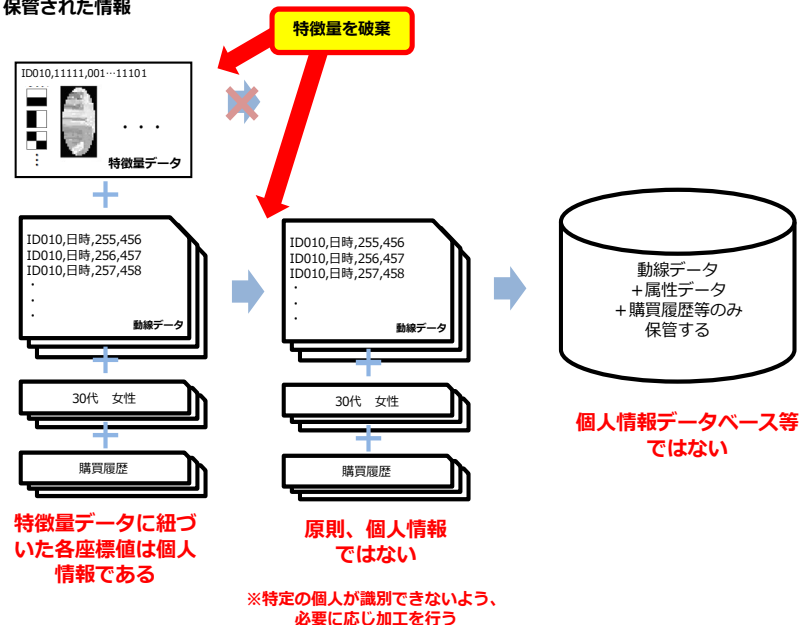
- 特徴量データを利用目的に応じて定めた期間保持したまま、当該特徴量データと対応する動線データ、属性情報、購買履歴等を紐づけ、同一人物の行動履歴として保存した場合は、当該特徴量データと紐づいた情報全てが個人情報であり、「①特徴量データ」と同様の扱いとなるため、取扱いには注意が必要である。
- ただし、利用目的に応じて定めた期間中又は期間後に、特徴量データを破棄し、特徴量データに紐づけられていた動線データ、属性情報、購買履歴等を、特定の個人を識別できないよう加工（統計化する、匿名加工を行う、個人情報でない仮名加工情報へ仮名加工を行う等）した場合には、**当該情報単体では原則として個人情報ではない※**。

初回来店時



一定の取得期間経過後

個人情報データベース等に保管された情報



※ただし、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものは個人関連情報に該当することについて、スライド25参照。

配慮事項

配慮事項の全体像

プライバシーに配慮したカメラ画像利活用の実現

全社的なプライバシーガバナンス（姿勢の明文化・保護責任者の指名・リソースの投入）※

※プライバシーガバナンスガイドブック等を参照

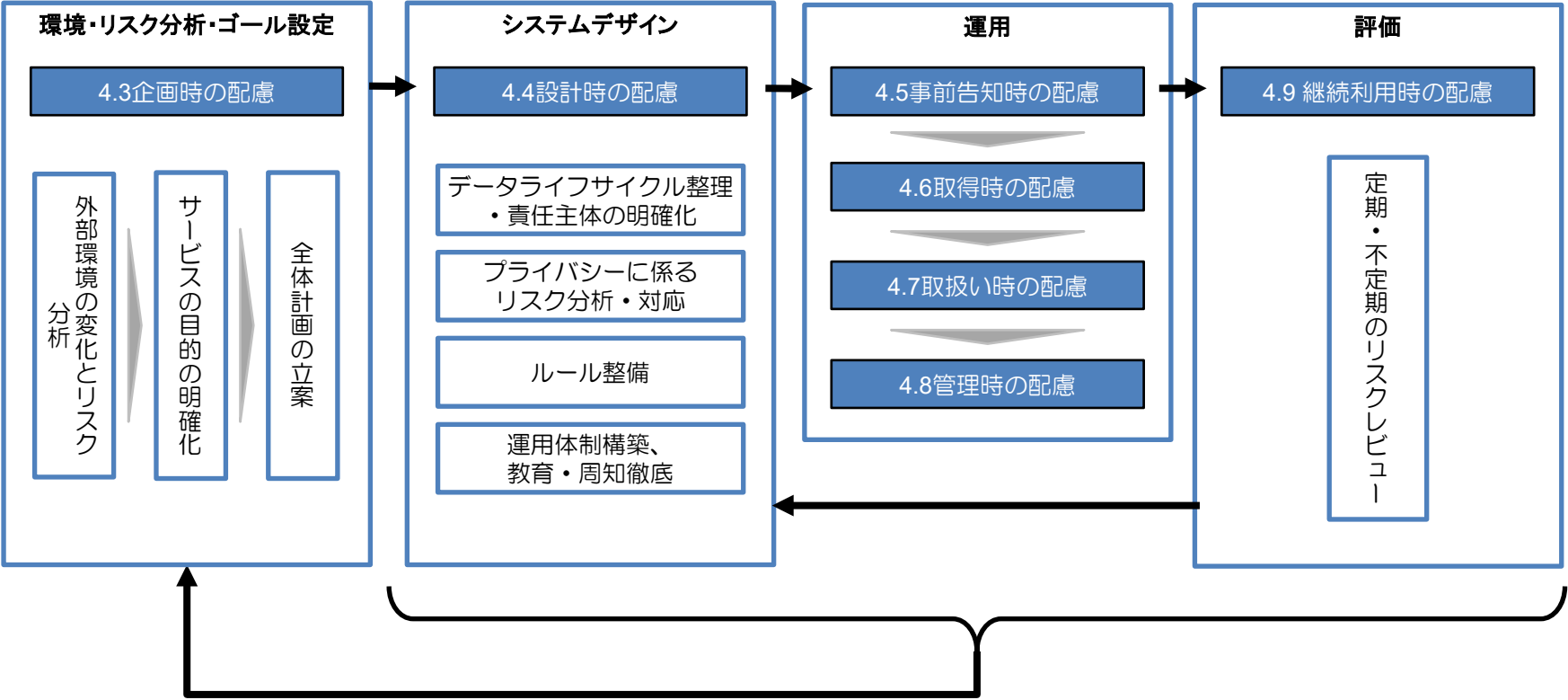
4.1 基本原則

4.2 コミュニケーションの配慮

消費者とのコミュニケーション

ビジネスパートナーとのコミュニケーション

その他のステークホルダーとのコミュニケーション



4.1 基本原則

- ①カメラ画像が、特定の個人の識別が可能な画像であれば、個人情報保護法を遵守することを前提とし、加えて生活者の人格的な権利・利益を損なうことのないようプライバシー保護の観点にも配慮するために、以下の対応が望まれる。
- a. **運用実施主体を明確**にし、運用実施主体は、カメラ画像利活用に関し、**配慮事項の内容を実施する責任（Accountability）を有すること。**
 - b. **社会的なコンテキスト（関係法令や規制の動向・判例・報道等）、技術進展等による生活者のプライバシーへの影響等、外部環境の変化を常に分析すること。**
 - c. サービスにおける、カメラ画像を利活用する**目的を明確にし、その目的が正当であることを確認すること。**
 - d. 目的を達成するために、**カメラ画像を利活用する必要性を確認し、撮影方法・手段や、カメラ画像の利用方法が、生活者が社会生活を営む上で受忍限度を超えない相当なものであるかを確認すること。**
 - e. 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により情報が利用されないことを確認すること。
- 例えば、特定の属性のみにより、正当な理由なく本人に対する差別的取扱いを行うためにカメラ画像やカメラ画像から生成又は抽出等したデータを利用する場合などが想定される。本ガイドブックの適用ケースにおいては、特定の個人を識別する目的でカメラ画像を取得するケースは対象としていないが、例えば、カメラ画像から分析した結果を用いて施策を打つ際に、あるカテゴリ（例えば、性別、年代、人種、障害等によるカテゴリ）に属する生活者の層に対する対応が、不利益や差別的取扱いとなるようなことはないか、注意を払う必要がある。個人情報保護法においても、不適正な利用は禁止されている（第19条）。

4. 1 基本原則

- f. カメラ画像の利活用は、**目的を達成するために必要な範囲**（カメラ設置台数、撮影範囲、取得・生成するデータの種類、データの保存期間、閲覧・利用できるメンバー等）**に限定**すること。
 - 技術進展により、予想していなかった新たな情報を取得済みのカメラ画像から明らかにすることができるようになったとしても、生活者に説明した範囲を超えて利活用をしてはならない。
- g. 生活者のプライバシー侵害の**リスク分析を適切に実施**し、低減等のリスク対応を行うこと。
- h. カメラ画像の利活用に当たり、**合理的な安全管理対策**をとること。
- i. 生活者のプライバシー侵害が生じた際又はそのおそれのある際には、迅速に是正措置をとること。
- j. カメラ画像利活用の結果を**評価し、運用の改善**につなげること。
- k. カメラ画像利活用の目的の正当性、実施方法、生活者のプライバシーへの影響、適切な安全管理対策等について、生活者へ説明すること。
- l. **カメラ画像を取得していることを生活者に一目瞭然**とすること。
- m. 生活者からの問合せや苦情を受け付けるための**一元的な連絡先を設置、公表**すること。
- n. 適切な運用を徹底するための**ルールを策定**し、関係する従業員やステークホルダー等に**周知・徹底**すること。
- o. その他適用される法令やルールを遵守すること。

4.2 コミュニケーションの配慮

4.2.1 生活者とのコミュニケーション

- ② コミュニケーションをとるべきカメラに写り込む生活者は、必ずしも事業者のサービスの対象者に限らないことに注意し、**写り込み得る生活者全体（母集団）の特性を分析**すること。
- ③ 生活者から実質的な理解を得るために、**画一的な方法によらず、母集団の特性に応じた適切な方法で、十分な時間をかけ、丁寧にコミュニケーションを図ること。**

【例】

- 店舗での実施であれば、当該店舗を日常的に利用する顧客にとって十分と考えられる周知期間を設定してポスターを店頭に掲示する。
- 大規模イベントなど一度に大人数が対象となる場合には、ウェブサイト（告知ページやチケット販売ページがある場合はそのページ等）や個々人に配布するチラシを活用する。

店頭の目につきやすい場所へ掲示



チラシに案内文を掲載して配布



※ 本資料で引用している実事例は「カメラ画像利活用ガイドブック事前告知・通知に関する参考事例集」（経済産業省、総務省、2019年）より引用しています。

4.2 コミュニケーションの配慮

4.2.1 生活者とのコミュニケーション

- ④ カメラ画像を利活用することによる生活者のメリットや社会的な意味について丁寧に説明し、生活者の理解を得る努力をすること。
- ⑤ **生活者に理解しやすい表現を用いること**（必要に応じて、イラスト・動画等の活用、母集団の特性に応じた多言語化への対応、目の見えない方への配慮など）。また、できるだけ客観的な記載を心掛けるとともに、カメラ画像やカメラ画像から生成又は抽出等したデータの取扱い等が生活者にとってどのような意味を持つのか（プライバシーの観点からの影響など）、理解しやすい表現にすること。

イラストを活用した通知

2018年10月5日
株式会社
株式会社

商店街の快適な街づくり施策の検討や、公共・産業分野での利活用を見据え、人の通行状況を計測する取り組みを行っています。
この取り組みは、経済産業省平成29年度補正予算「産業データ共有促進事業費補助金」の採択を受け、商店街連盟の協力のもと、株式会社と共同で実施します。

個人情報の取り扱いについて

- カメラで撮影した映像から来街者の移動方向、属性（性別、年代）および人数の推定データを生成します。
- カメラで撮影した映像は、来街者の移動方向、属性（性別、年代）および人数の推定データの生成後に破棄されるため、来街者個人を特定可能な情報は保存されません。

撮影内容、撮影場所について

- 撮影期間：2018年10月12日～
- 撮影カメラ台数：16台
- 撮影場所（図中の吹き出し）とカメラの画角（図中の矢印）

データ生成、加工、流通の流れについて

イラストを記載

商店街エリア → カメラ → Cloud IaaS → データセンター → 民間事業者等に提供

カメラ映像データの委託および第三者提供について

本取り組みで取得する映像データは、委託や法令等に特段の定めがある場合を除き、第三者提供は一切いたしません。

個人情報管理責任者

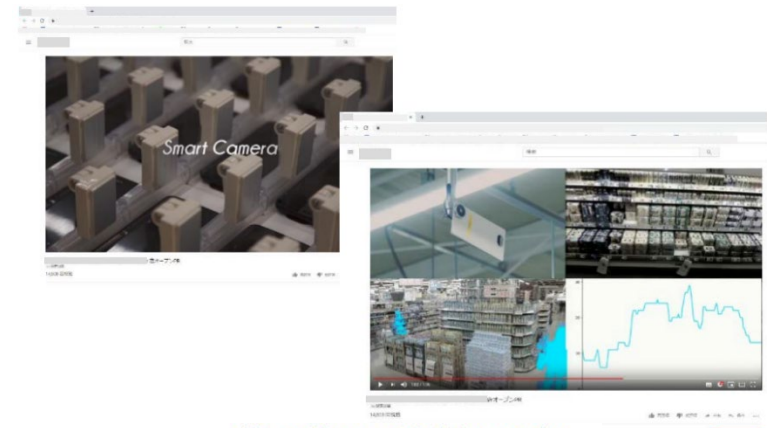
株式会社 事業部長

本件に関するお問い合わせ先

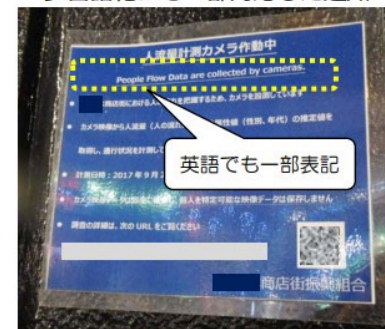
株式会社 本部
E-mail: _____

イラストを記載

インターネット動画による説明



多言語化にも一部対応した通知



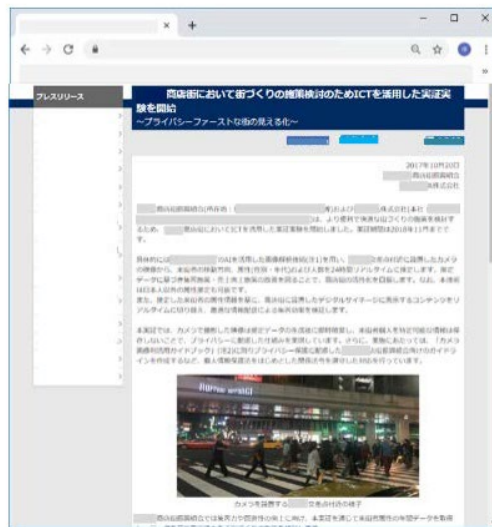
4.2 コミュニケーションの配慮

4.2.1 生活者とのコミュニケーション

- ⑥ 一元的な連絡先を設置、公表し、生活者が問合せ・苦情を容易に申し出ることができるようにし、問題の解決に向けて真摯に対応すること。
- ⑦ 連絡先窓口として対応する従業員だけでなく、カメラの設置場所周辺で勤務する従業員も含め、生活者に一貫した説明や対応が行えるように教育すること。
- ⑧ 生活者がプライバシーの観点で不安に思う点、カメラ画像利活用に係る理解の深度等を汲み取り、生活者のプライバシーや生活への影響などを考慮して、必要に応じて、**当該取組の改善や情報のさらなる開示や説明を継続的に行っていくこと。**

- カメラ画像の利活用を開始する前にリリース等で取組を公表したり、限られた空間（一部の実験店舗やエリア等）から利活用を開始し生活者の理解を醸成したり、生活者からのフィードバックを踏まえて改善してから空間を拡大（全店舗に適用等）するという形も、生活者の信頼を構築するコミュニケーションの在り方として考えられる。

プレスリリースの例



4.2 コミュニケーションの配慮

4.2.2 ビジネスパートナーとのコミュニケーション

- ⑨ 運用実施主体は、ベンダー企業等の提供する技術やサービスを利用してカメラ画像を利活用する場合には、ベンダー企業等と密なコミュニケーションを図り、生活者のプライバシー保護の観点から、適切な運用の方法等を確認するとともに、生活者への適切な説明のために十分な情報を要求すること。
- ⑩ カメラ画像の利活用に当たり、カメラを設置する空間の管理者、カメラの設置・管理者、データ利用者、データ分析者など関係するビジネスパートナーが複数になる場合、一部のビジネスパートナーの管理する部分においてプライバシーに係る問題が発生した場合であっても、ひいてはサービス全体の信頼が失墜するため、ビジネスパートナー間で密なコミュニケーションを図り、サービス全体においてルールの徹底等を図ること。

4.2.3 その他のステークホルダーとのコミュニケーション

(1) 関係行政機関・業界団体

- ⑪ 個人情報保護委員会等、カメラ画像をはじめとする特定の個人を識別し得る情報に係る問題に取り組む行政機関の相談窓口を確認し、リスクが高いと考えられる場合などには、サービスを開始する前に相談を行うこと。
また、業界団体や認定個人情報保護団体において、関連する動向調査や研究などを実施している場合もあるため、必要に応じ情報交換の場として活用することも有益である。

(2) 従業員など

- ⑫ カメラ画像の利活用について、自社の従業員を対象に実証実験等を進める場合等、カメラに写り込む対象が従業員である場合にも、従業員のプライバシーへの配慮が必要である。労使関係上、優越的地位を利用して強制をしていないか、説明が尽くされているか等に注意し、対象となる従業員や、従業員代表、組合などと適切なコミュニケーションを図ること。

4. 3 企画時の配慮

- ⑬ 国内外の関係する法令や規制の動向、判例の状況、報道などによる社会的なコンテキスト、新たな技術の動向・普及による生活者のプライバシーへの影響、それに伴う社会的な受容（プライバシーに対する生活者の受け止め方）等、外部環境の変化とそれに基づくリスクを常に分析すること。
- ⑭ 外部環境の分析を踏まえて、サービスの目的を明確にすること。
- ⑮ **情報システムの抜本的な作り直し等を防ぐため、情報システムの設計の段階で、プライバシーに係るリスク分析を行い、その結果を受けてプライバシーに配慮した対応が行えるよう、全体の計画を立案すること。**

4. 4 設計時の配慮

- ⑯ カメラ画像の処理方法や、そこから生成又は抽出等するデータを特定するとともに、取得・処理・保存・利活用・破棄に至るまでのデータのライフサイクルを明確にし、ビジネスパートナーとの関係を整理し、それぞれの責任主体を定めること。
- ⑰ 生活者の**プライバシーに係るリスク分析**を行い、配慮事項①の基本原則も参照して、カメラ画像の利用目的の正当性及びカメラ画像を利活用することの必要性、カメラ画像の撮影方法・利用方法の相当性、不当な行為を助長しないこと、利用が必要最小限の範囲での利用となっていること（カメラ設置台数、撮影範囲、取得・生成するデータの種類、データの保存期間、閲覧・利用できるメンバー等）、合理的な安全管理対策が取られること、関連する法令やルール等を遵守できていること等を確認し、特定された**リスクの低減等のリスク対応を行えるような情報システム設計及び運用ルールの設計**を行うこと。
 - **外部のパッケージ化されたサービス（SaaS等）を用いてカメラ画像の利活用を行う際には、サービスを選定する際に、プライバシーリスクと対応について予め確認すること。**
 - ✓ カメラ画像や特徴量データを取り扱うに足る**情報セキュリティ対策**がなされているか
 - ✓ **事前告知や取得時の通知に十分な情報が開示**されているか
 - ✓ カメラ画像や特徴量データが**必要な期間を越えて保管されるようなことはないか**
 - ✓ カメラ画像や特徴量データが検索可能な形で保管される場合において利用者からの開示等の請求について対応が可能な仕組みになっているか 等
- ⑱ プライバシーに配慮した運用を徹底できるような情報システム開発や情報システムの利用・運用のルールを整備すること。サービスやカメラ画像の利活用に係る一貫した説明方法、問合せへの対応方法、開示等の請求への対応方法などコミュニケーションに係る内容や、漏えい等のインシデント発生時の対応方法などについてもルールを整備しておくこと。
- ⑲ 運用体制を構築し、運用ルールについて、従業員への教育や、関係するビジネスパートナーへの周知徹底を行うこと。

4. 5 事前告知時の配慮

②0 カメラ画像の撮影及び利活用を開始する前に、十分な期間をもって事前告知を行う。

告知は、撮影の対象となる場所における物理的な方法（ポスターの掲示やパンフレットの配布等）又は電子的な方法（自社ウェブサイト上でのリリース等）、あるいはその両方を組み合わせた方法によって行う。

具体的な告知内容・告知方法については、生活者がその情報を得る機会が増すよう、**撮影の対象となる場所や利用目的等を事業者が総合的に考慮し、決定**する。

カメラに写り込み得る生活者の母集団を分析した上で適切な方法で実施すること。

②1 事前告知には、例えば以下の内容を記載する。

- カメラ画像の内容及び利用目的
- 運用実施主体の名称及び一元的な連絡先
- カメラ画像の利活用によって生活者に生じるメリット
- カメラの設置位置及び撮影範囲
- カメラ画像から生成又は抽出等するデータの概要
- 生成又は抽出等したデータからの個人特定の可否
- 生成又は抽出等したデータを第三者への提供の有無、及び提供する場合、その提供先
- カメラ画像やカメラ画像から生成又は抽出等するデータの安全管理のために講じる措置
- データ利活用の開始時期

なお、撮影の対象となる場所において**物理的な事前告知方法**（ポスターの掲示やパンフレットの配布等）**を実施する場合**に、記載できるスペースが限られていたり、長文ではかえって生活者に伝わらない場合もある。その際には、ポスター等の物理媒体に必要最低限の情報を記載し、**詳細情報を記載したウェブサイトへQRコードやURLで誘導**するなど、**階層的な情報発信を行う**といった方法も考えられる。

4. 5 事前告知時の配慮

【参考：②事前告知文面例】

図表 22 小売事業者：自社ウェブサイト上での掲載（適用ケース（2））

「商品の陳列等の改善のための分析を開始します」

〇〇〇株式会社では、お客様の店舗内での行動履歴を分析する取り組みを〇月〇日より開始します。
この取り組みでは、店舗内カメラの映像情報を、適切な店舗内レイアウトの検討のために利用します。

店舗内カメラの映像から、即時にお客様の顔の特徴を示すデータを抽出し、お客様の店舗内での位置を座標値として取得し、
店舗内での移動・滞留状況の分析を行います。

取得したカメラの映像は、顔の特徴を示すデータを抽出した後に、顔の特徴を示すデータは、座標値の取得と同時にそれぞれ速やかに破棄し、お客様の行動履歴
を推定するデータには、特定の個人を識別可能な情報は含みません。

なお、データは当社のみで利用し、他社へ提供することはありません。また、会員情報等との紐づけはいたしません。

・撮影期間 : 2022/1/1～2022/12/31

・撮影カメラ台数 : 〇台

（設置場所と撮影の対象となる範囲はこちらの予定）

・映像から取得・加工・分析を予定しているデータ

【取得】お客様の顔を含む全身画像

【加工】顔を含む全身画像から生成するお客様の顔の特徴を示すデータ

【分析】店舗内での移動・滞留状況

当社は個人情報の保護に関する法律、同法の政令や規則及び同法のガイドラインなどの遵守のための基本方針を策定し、データの取得、利用、保存等を行う
場合の基本的な取扱方法を整備しています。整備した取扱方法に従ってデータが取り扱われていることを責任者が確認しています。カメラ等データを取り扱う機器
や電子媒体の盗難等を防止するための措置を講じるとともに、不正なアクセス又は不正なソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

本件に関するお問合せ先 〇〇〇株式会社 xxx@xxxx.com, 0120-xxx-xxx

4. 5 事前告知時の配慮

- **利用目的は**、単に抽象的、一般的に特定するのではなく、カメラ画像や生成又は抽出等したデータが、どのような事業にどのように利用されるのかが、**生活者にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましい**。例えば、**本人に関する行動などの情報を分析する処理を行う場合には、分析結果をどのような目的で利用するかのみならず、前提として、そのような分析処理を行うことを含めて、利用目的を特定する必要がある**。
 - 例えば、リピート分析で、カメラ画像から特徴量データ（個人識別符号）を抽出し一定期間保持し、同一人物を識別して、来店履歴等のデータを紐づけて取得し分析する場合、生活者は、カメラ画像の取得を行う旨説明されるだけでは、そのような取扱いが行われるとは合理的に予測・想定できないと考えられるため、リピート分析の具体的な内容について生活者が合理的に予測・想定できるように記載する必要がある。
 - なお、エッジ側でカメラ画像を即座に破棄するケースも多くなっているが、**エッジ側（又はクラウド側）で即座に破棄する場合であっても、個人情報の取得に当たる**。また、上記のように、カメラ画像を破棄しても特徴量データ（個人識別符号）を保持し利活用する場合には、その旨を生活者に明確に伝えることが必要である。
 - また、AIの再学習のために教師データとしてカメラ画像を利用している場合には、その旨を記載することで、生活者の正確な理解が進むと思われる。
 - カメラ画像やカメラ画像から生成又は抽出等するデータの安全管理のために講じる措置の内容は、事業の規模、性質、データの取扱状況、データを記録した媒体等に起因するリスクに応じて必要かつ適切な内容を記載する。
- ② 事前告知の文面については、生活者に理解しやすい表現となるよう、必要に応じ、イラスト等の活用や、多言語化への対応等を行う。

4. 6 取得時の配慮

- ②③ **カメラ画像の撮影及び利活用を開始する場合、通知を行う必要がある。**

通知は、**撮影の対象となる場所における物理的な方法（ポスターの掲示やパンフレットの配布等）もしくは電子的な方法（自社ウェブサイト上でのリリース等）、あるいはその両方を組み合わせた方法によって行う。**具体的な通知方法・通知内容については、生活者が容易にその情報を得られるよう、撮影の対象となる場所や利用目的等を事業者が総合的に考慮し、決定する。

カメラにより生活者自らの画像が取得され、利用されていることについて、生活者が容易に認識できるような方法を取る必要がある。

- ②④ 通知の際には、取得するカメラ画像の内容及び利用目的を明確に記載し、あわせて、例えば以下の内容を記載する。

- 運用実施主体の名称及び一元的な連絡先
- カメラ画像の利活用によって生活者に生じるメリット
- カメラの設置位置及び撮影範囲
- カメラ画像から生成または抽出等するデータの概要
- 生成又は抽出等したデータの保存期間
- 生成又は抽出等したデータからの個人特定の可否
- 生成又は抽出等したデータの第三者への提供の有無、及び提供する場合、その提供先
- カメラ画像やカメラ画像から生成又は抽出等するデータの安全管理のために講じた措置

利用目的は、生活者にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定する必要がある。（配慮事項②参照）

カメラ画像やカメラ画像から生成又は抽出等するデータの安全管理のために講じた措置は、配慮事項②参照。

4. 6 取得時の配慮

なお、**撮影の対象となる場所において物理的な通知方法**（ポスターの掲示やパンフレットの配布等）**で実施する場合**には、記載できるスペースが限られていたり、長文ではかえって生活者に伝わらない場合もある。その際には、ポスター等の物理媒体に必要最低限の情報を記載し、**詳細情報を記載したウェブサイトへQRコードやURLで誘導するなど、階層的な情報発信を行う**といった方法も考えられる。その場合、以下の内容は、少なくとも**撮影の対象となる場所において明確に通知すべき**である。

■ 利用目的

（目的の説明は想定されるプライバシーへの影響の高いものから記載すること）

- カメラの設置場所及びデータ取得期間
- 運用実施主体の名称と一元的な連絡先
- 詳細の情報を知るための方法（ウェブサイトのURLやQRコード等）

上記の内容以外であっても、ケースによってプライバシーへの影響が高いと考えられる事項や生活者が一般的かつ合理的に想定しづらい事項は、**撮影の対象となる場所において明確に通知されるべき**である。

- ②⑤ 通知する文面については、**生活者に理解しやすい表現**となるよう、必要に応じ、イラスト等の活用や、多言語化への対応等を行う。

4.7 取扱い時の配慮

- ②⑥ カメラ画像から利活用に必要となるデータを生成又は抽出等した後、元となるカメラ画像は**速やかに破棄**する。また、生成したデータについても、特徴量データなど特定の個人を識別する情報は、利用目的を達成した後、**速やかに破棄**する。カメラ画像や特徴量データを破棄しても、特定の個人を識別し得る特異な値を含んだデータがあり得ることに注意が必要である。
- ②⑦ 処理後のデータを利用する際に、特定の個人との対応関係を排斥した統計情報であれば、特定の個人を識別することはできない。仮名加工情報、匿名加工情報の形で利用する場合は、法的に求められる要件に従って処理を行わなければならない。
 - ただし、統計情報のサンプルが非常に少ない場合や、項目の定義によっては、個人が特定できてしまう可能性もあるため注意が必要である。

4.8 管理時の配慮

- ②⑥ カメラ画像から生成又は抽出等したデータに対して合理的な安全管理対策及びセキュリティ対策を講じる。特に、**エッジ側にデータが保管される場合には**、ネットワーク機器としての対策だけでなく、**機器の盗難などの物理的なリスクにも配慮が必要**である。
- ②⑨ カメラ画像の利活用を開始するに当たっては、情報の漏えい、滅失、又は毀損（以下、「漏えい等」という）や不用意な伝播・利用目的外の利用を防ぐため、取得したカメラ画像・当該カメラ画像から生成又は抽出等したデータについての取得項目・利用範囲・アクセス権・保存期間等を適切に定めて運用する。特に、個人情報については、利用目的が達成され当該目的との関係で保有する合理的理由が存在しなくなれば当該情報の利用は認められないため、消去等必要な対応を行う。
- ③⑩ 生活者から一元的な連絡先等に問合せがあった場合には、疑問点について丁寧に説明するとともに、生活者のプライバシー侵害が生じた場合又はそのおそれのある場合には、迅速に是正措置をとること。
- ③⑪ **「保有個人データ」に該当する場合は、生活者からの開示等の請求等に対応**する必要がある。対応に当たっては、対象者のレコードを特定する必要があり、生活者とのコミュニケーションを丁寧に行うことが重要である。
なお、保管しているデータが「保有個人データ」に該当しない場合（カメラ画像や特徴量データといった個人情報を保管していない場合等）にも、**生活者から問合せがあった場合には、実際に取得しているデータ項目や概要（撮影画像は保持しておらず、分析結果しか保有していないこと等）を説明する等、真摯に対応することが望ましい。**

4.8 管理時の配慮

- ③② カメラ画像から生成又は抽出等したデータ（個人情報でない）を第三者へ提供する場合、当該第三者との間で、データの利用条件や内容について定めた契約を締結する。
- ③③ 第三者との契約条件（データの内容や利用条件等）に変更が生じ、生活者に通知したデータの利用条件に変更が生じた場合には、十分な期間を設けた上での事前告知又は事前通知等、対象となるデータの内容に応じた適切な対応を行う。
- ③④ カメラ画像や特徴量データ等、個人情報が増え等した場合には、責任ある立場の者に直ちに報告すると共に、被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置をとる必要がある。また、事実関係の調査及び原因の究明を行い、把握した事実関係による影響範囲を特定するために必要な措置をとる必要がある。二次被害の防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表することが望ましい。

また、個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして、個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときには、同規則に定めるところにより、個人情報保護委員会に報告するとともに、**本人に対しても当該事態の状況に応じて速やかに、個人情報保護法でいうところの「通知」をしなければならないが、「通知」が困難な場合には、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとらなければならない。**例えば、自社のウェブサイト上でのリリースや、当該カメラ設置場所でのポスター掲示や紙文書の配布等による事案の公表、また、問合せ窓口を用意してその連絡先を上記手段等により公表し、本人が自らの個人データが対象となっているか否かを確認できるようにする等の対応が考えられる。

「通知」や公表のタイミングは、個別の事案において、その時点で把握している事態の内容について「通知」や公表を行うことで本人の権利利益が保護される蓋然性、「通知」や公表を行うことで生じる弊害等を勘案して判断する必要がある。例えば、事業者が設置したカメラにより撮影しているカメラ画像が、ハッキングによりインターネット上の違法サイト等にライブストリーミングされている場合において、同サイト管理者に対してライブストリーミングの停止を求める等、必要な初期対応が完了していないうちに「通知」や公表を行うことでアクセスが集中してしまい、かえって被害が拡大するおそれもある。

4.9 継続利用時の配慮

- ③⑤ **カメラ画像を継続的に利活用する場合には、定期的にリスク評価を行い、必要に応じて、サービスの目的や、カメラ画像を利用する目的の正当性、カメラ画像を利用することの必要性、撮影方法・手段やカメラ画像の利用方法の相当性等を問い直し（必要に応じて見直し）、各種ルールの見直し等を行うこと。**
- ③⑥ **漏えい等の事故が発生した場合、情報システムの更改・新技術の導入などの際には、必要に応じてリスク評価を行うこと。**

カメラ画像利活用ガイドブック関連の成果物

「カメラ画像利活用ガイドブックver3.0」（2022年）

- 経済産業省「カメラ画像利活用ガイドブック」に係るWebサイト

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/privacy.html#camera

- 総務省「カメラ画像利活用ガイドブックver.3.0」に係るWebページ

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000152.html

「カメラ画像利活用ガイドブック 事前告知・通知に関する参考事例集」（2019年）

- 経済産業省プレスリリース

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12232105/www.meti.go.jp/press/2019/05/20190517001/20190517001.html>

- 総務省プレスリリース

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11389499/www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000066.html

「民間事業者によるカメラ画像を利活用した公共目的の取組における配慮事項」（2021年）

- 経済産業省プレスリリース：

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12232105/www.meti.go.jp/press/2020/03/20210319007/20210319007.html>

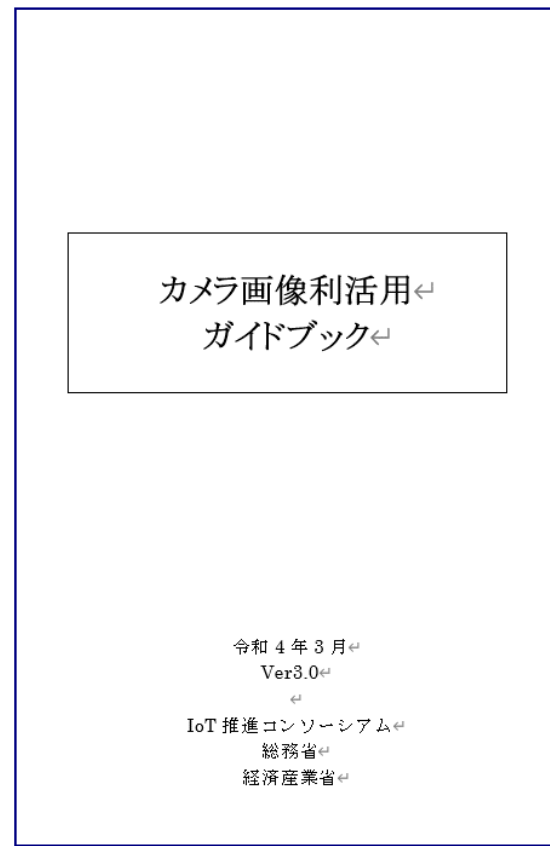
- 総務省プレスリリース：

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12344921/www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000113.html

(参考) カメラ画像利活用ガイドブックver3.0

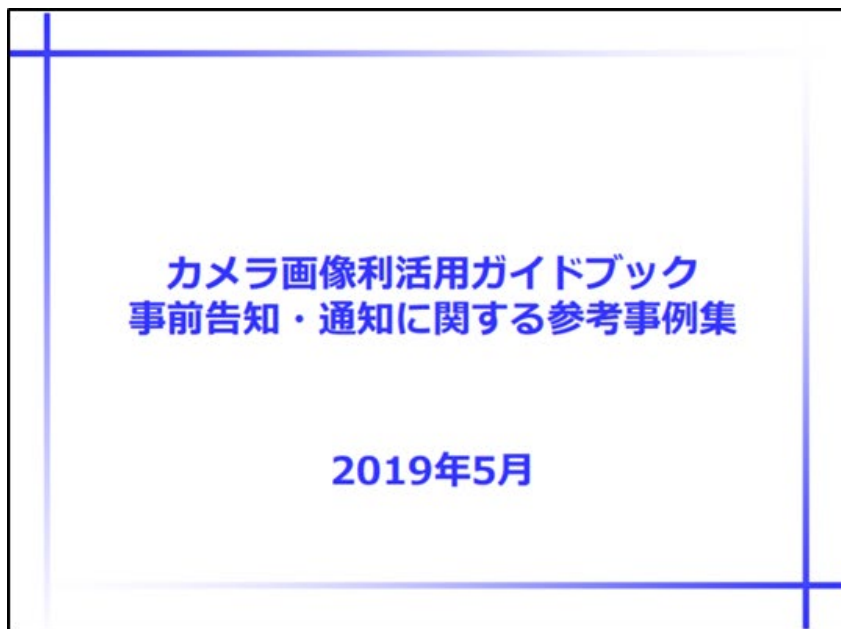
1. はじめに
2. 本ガイドブックにおける用語の定義
3. ガイドブックの適用対象
 3. 1 検討のスコープ
 3. 2 プライバシー保護について
 3. 2 カメラ画像の取扱い方
4. 配慮事項
 4. 1 基本原則
 4. 2 コミュニケーションの配慮
 4. 3 企画時の配慮
 4. 4 設計時の配慮
 4. 5 事前告知時の配慮
 4. 6 取得時の配慮
 4. 7 取扱い時の配慮
 4. 8 管理時の配慮
 4. 9 継続利用時の配慮
5. 配慮事項を組み込んだ適用ケース
 5. 1 適用ケース
 - 適用ケース(1) 店舗内設置カメラ（属性の推定）
 - 適用ケース(2) 店舗内設置カメラ（人物の行動履歴の生成）
 - 適用ケース(3) 店舗内設置カメラ（リピート分析）
 - 適用ケース(4) 屋外に向けたカメラ（人物形状の計測）
 - 適用ケース(5) 屋外に向けたカメラ（写り込みが発生し得る風景画像の取得）
 - 適用ケース(6) 駅構内設置カメラ（人物の滞留状況把握）
 5. 2 マルチユースの際の注意事項
6. 今後に向けて

参考文献
検討体制



(参考) 事前告知・通知に関する参考事例集

- ガイドブックの中でも、カメラ画像の取得を始める前や、実際に取得を実施する際に、生活者が容易に当該カメラ画像の利用目的や利用方法を理解でき、必要に応じて運営主体へ問い合わせなどができるよう、必要な情報を「事前告知」「通知」することが特に重要。
- 事例集（2019年5月公開）では、「事前告知」「通知」について、以下の観点から実事例を紹介。
 - ✓ 事前告知・通知する**内容**として、どのようなものが適切なのか
 - ✓ 物理的な方法で実施する場合、**どのような場所にポスター掲示**などをするとよいのか
 - ✓ 電子的な方法で実施する場合、**どのようにWebサイト等を活用**するとよいのか



(参考) 民間事業者によるカメラ画像を利活用した公共目的の取組における配慮事項 ～感染症対策のユースケースの検討について～

- 令和2年度カメラ画像利活用SWGの検討の中で、新型コロナウイルス感染症対策等の公共目的でのカメラ画像利活用を行う機会が増えているものの、商用目的での利活用を対象とするカメラ画像ガイドをそのまま参照してよいか分からないといった事業者からの不安の声に早急に対応する必要性が明らかになった。
- こうした背景を踏まえ、経済産業省と総務省は、**公共目的でのカメラ画像利活用**を検討・実施している事業者向けに、どのような配慮が必要となるかを、カメラ画像ガイドの付属文書として、FAQ形式で取りまとめた。
- 具体的には、「混雑率・マスク着用率を計測するケース」と「体温測定を行うケース」を事例として取り上げ**、個人のプライバシーや個人情報保護法の規律の観点などから、個人情報保護委員会事務局にも相談の上、事業者に求められる配慮事項をまとめた。

➤ 「民間事業者によるカメラ画像を利活用した公共目的の取組における配慮事項 ～感染症対策のユースケースの検討について～」 (2021年3月19日公開)

民間事業者によるカメラ画像を利活用した 公共目的の取組における配慮事項 ～感染症対策のユースケースの検討について～

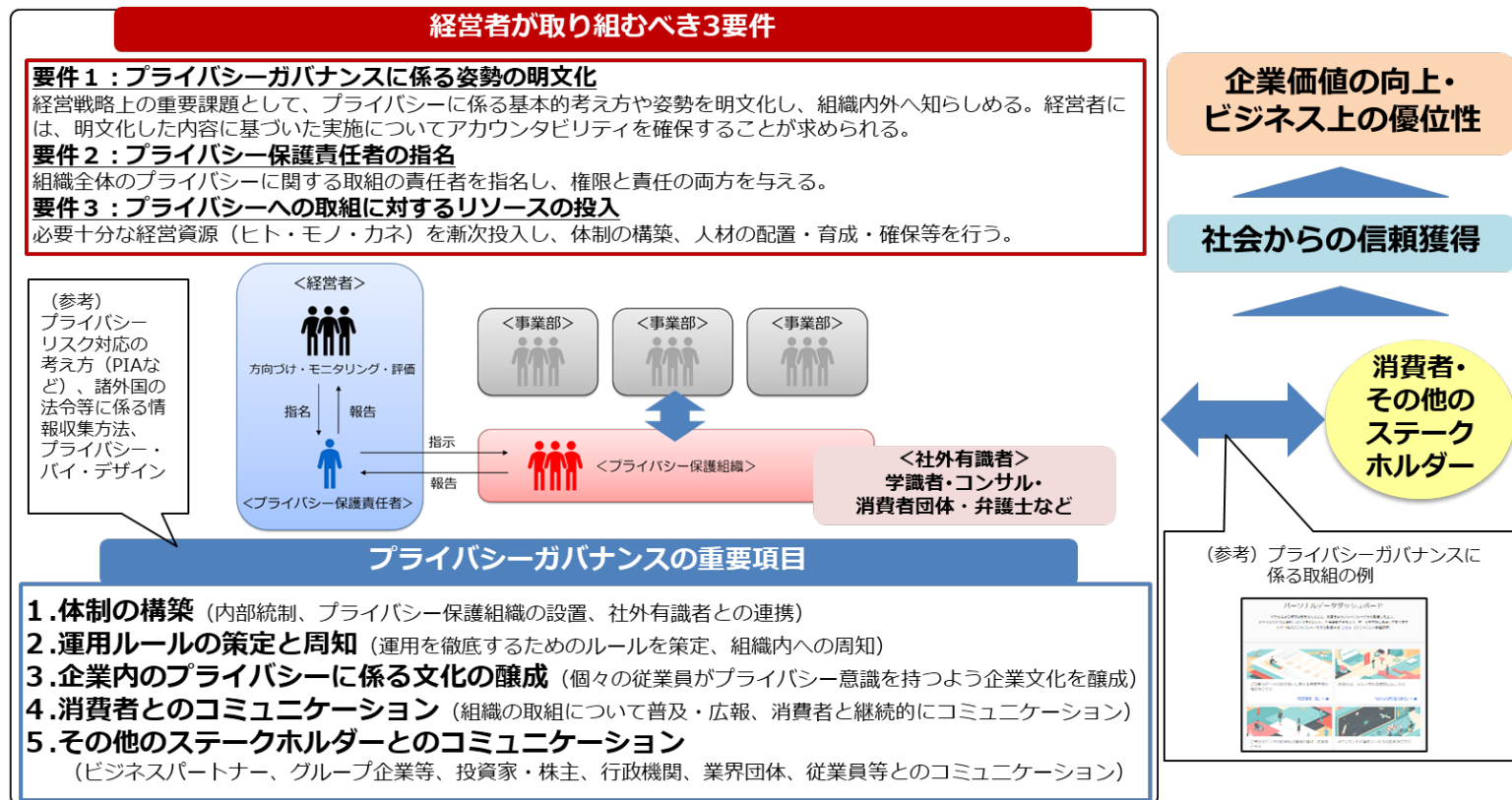
イベント会場・商業施設等の準公共空間に設置されたカメラで、混雑状況把握、マスク着用率を計測するものや、商業施設等の特定空間に設置されたカメラで、入場の時点で画像を取得し体温測定に用いるものなど、事業者がカメラで取得した画像を、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の目的で用いる機会が増えている。

こうした背景を踏まえ、事業者による商業目的でのカメラ画像の利活用における配慮事項を示した「カメラ画像利活用ガイドブック ver2.0」(2018年3月に経済産業省・総務省)の枠組みを参考に、こうした感染症対策としての目的でのカメラ画像の利活用について、個人のプライバシーや個人情報保護法の規律との関係を含め、当該カメラ画像を利活用する事業者にどのような配慮が必要となるかを、同ガイドブックの付属文書として、FAQ方式でまとめたものである。

本FAQでは、商用目的でのカメラ画像利活用における配慮事項を記述した「カメラ画像利活用ガイドブック ver2.0」の内容をそのまま転用できると考えられる点については、＜参考部分＞として同ガイドブックの該当箇所を記載した一方、感染症対策としての目的である点に照らして、純粋な商用目的とは異なる配慮が必要と考えられる点については、個別の留意

(参考) DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブックver1.3

ガイドブックの理解をさらに深めていただくべく、**2023年4月に、ガイドブックに記載される概念の整理や、諸外国の法令等に係る情報収集方法の追加等を行いver1.3として改訂するとともに、海外への発信を見据え、英訳版を策定。**また、実務において参照できる具体的な情報を充実してほしいというニーズを踏まえ、ガイドブックの**要件・重要項目別に整理した実践例集「企業のプライバシーガバナンスに関する実践例の整理」**も併せて策定。



➤ 経済産業省Webページ

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/privacy.html#book

➤ 総務省Webページ

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000513.html

